

市立川西病院事業経営改革審議会規則

平成20年4月1日

規則第28号

改正 平成23年3月31日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、市立川西病院事業経営改革審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立川西病院事業(以下「病院事業」という。)の基本的方向に関する事項
- (2) 病院事業の経営改革に係る推進方策に関する事項
- (3) 病院事業の経営改革に係る具体的な方策の推進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院事業の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進室政策課及び市立川西病院経営改革本部経営企画室において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。